

SAFETY SERVICE

セーフティサービスのご案内

—カード付帯保険—

ティーエスキュービックカード(セレクト)

- ティーエスキュービックカード(セレクト)には各種保険が付帯されています。
- このガイドでは保険の補償内容や保険金の請求方法を説明しております。ご一読のうえ、お手元に保管ください。
- 海外へご出発の際は、セレクトカードとともにこのガイドをご携帯いただくと便利です。

目次

セーフティサービス一覧・補償概要	2
保険金の請求方法について	3
海外旅行傷害保険サービスの補償内容	4
海外でお困りの際の「AD海外あんしんダイヤル」について	8
AD海外あんしんダイヤル電話番号一覧	10
国内旅行傷害保険サービスの補償内容	12
ショッピング補償保険(動産総合保険)サービスの補償内容	14
保険金請求に必要な書類	16

⚠️ご注意

- これらのサービス(カード付帯保険)の内容は概要であり詳しい内容は各保険の「普通保険約款・特約・特約書」に基づきます。
- 各サービスの内容は2023年11月現在のものであり、変更となる場合がありますのでご了承ください。

トヨタファイナンス(カード付帯保険に関するお問い合わせ)

受付時間/9:00~17:30(年末年始を除く)

お手持ちのクレジットカード裏面に記載のインフォメーションデスクまでお問い合わせください。

引受保険会社●あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

① 海外旅行傷害保険サービス

セレクト会員の方には、安心して海外旅行を楽しんでいただくために海外旅行傷害保険が自動的に付帯されています。会員期間中は何度旅行されてもその都度保険は適用されます。海外旅行行程中（1回の旅行につき最長90日間）のケガ・病気の治療費をはじめ、カメラなどの携行品の破損や盗難、ホテルの設備を壊してしまったときなどの損害賠償も補償の対象となります。

補償内容	保険金額
傷害死亡・後遺障害	3,000万円限度
傷害治療費用	200万円限度
疾病治療費用	200万円限度
携行品損害 (1事故免責金額3,000円)	1旅行中および補償期間中 50万円限度
個人賠償責任危険	3,000万円限度
救援者費用等	200万円限度

② 国内旅行傷害保険サービス

セレクト会員の方がP12記載の旅行代金を事前にティーエスキュービックカードで決済していただいた場合に下記の補償が付帯されます。

補償内容	保険金額	
日本国内において被った	死亡・後遺障害	3,000万円限度
●公共交通乗用器具に乗客として搭乗中の事故によるケガ ●宿泊施設に宿泊中の火災・破裂・爆発事故によるケガ ●宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の事故によるケガ	入院 (フランチアイズ7日)※	5,000円
	手術 (フランチアイズ7日)※	入院中: 50,000円 入院中以外: 25,000円
	通院 (フランチアイズ7日)※	2,000円

※事故の発生の日から8日目以降、入院または通院の状態にある場合に入院・通院の開始日にさかのぼって保険金をお支払いします。

③ ショッピング補償保険(動産総合保険)サービス

セレクト会員の方が、セレクトカードを利用して購入した商品（日本国内・外を問わず）について、火災・破損・盗難等の偶然な事故による損害を補償します。

保険金額(年間補償限度額)	責任期間	免責金額
200万円	購入日より 90日後の 午前12時まで	1回の事故につき 3,000円 ^(注1)

(注1) 全損の場合および火災、落雷、破裂または爆発により生じた損害の場合、免責金額はございません。全損とは、損害額または修繕費が保険価額(購入額)以上となる場合をいいます。

〈保険金の請求方法について〉

責任期間中に万一事故にあわれた場合は、遅滞なく事故のご連絡を行ってください。事故発生の日から、その日を含めて30日以内にご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて、保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

※①②の責任期間中とは、保険期間(ご契約期間)中、かつ旅行行程中(1回の旅行につき最長90日間)の期間をいいます。

A. 帰国後国内で請求する場合ならびに国内の事故の場合

保険事故受付デスクへご連絡し保険金請求の手続きを行ってください。

B. 海外で請求する場合

P10.11「AD海外あんしんダイヤル」にご連絡ください。

※保険金請求に必要な書類についてはP16をご覧ください。

保険事故受付デスク

☎ 0800-700-8124 (通話料無料)

24時間・年中無休
(携帯電話からもご利用いただけます。)

海外旅行傷害保険サービスの補償内容

補償内容	補償する場合	補償する保険金	保険金額
傷害	<p>被保険者(補償の対象となる方)が責任期間中*1に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして事故の発生の日からその日を含めて180日以内に</p> <p>●死亡したとき……………死亡・後遺障害保険金額の……………100%</p> <p>●後遺障害が発生したとき……………死亡・後遺障害保険金額の……………4%~100%</p> <p>死亡保険金と後遺障害保険金は合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>		<p>3,000万円限度 後遺障害は程度により120万円~3,000万円</p> <p>死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯傷害補償がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯傷害補償の支払責任(※1)のなかで、最も支払上限額の高いものとし、その傷害補償会社は、他のクレジットカード付帯傷害補償から保険金が支払われていない場合には、その保険の支払責任(※1)を、他のクレジットカード付帯傷害補償から保険金が支払われた場合に優先して(※2)から支払われた保険金の合計額を算出して(※3)の範囲内とする。この保険契約の支払責任(※1)を限度にお支払いします。</p> <p>(※1)他のクレジットカード付帯傷害補償がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払うべき保険金額をいいます。</p> <p>(※2)それぞれのクレジットカード付帯傷害補償において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。</p>
	<p>●被保険者が責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして医師の治療をうけたとき</p>	<p>治療に要した次の費用のうち、現実に支出された金額</p> <p>●医師の診察費、処置費、手術費 ●医師の処置、処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●義手および義足の修理費 ●X線検査費、諸検査費、手術室費 ●職業看護師費 ●入院・通院のための交通費 ●入院費 ●入院不可能時のホテル客室料 ●病院までの緊急移送費 ●広院費用 ●治療のための通訳雇入費用 ●身の回り品購入費(入院に必要な身の回り品購入費で5万円、国際電話料等とあわせて20万円限度) ●入院のために負担増となった旅行復帰費用、帰国費用など</p>	200万円限度
疾病	<p>●被保険者が責任期間中に発生した原因により責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病しかつ医師の治療を開始した場合</p> <p>●被保険者が責任期間中に感染した感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症および指定感染症(※))、ならびに顎口虫を言います。</p> <p>(※)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。)を直接の原因とし責任期間終了した日からその日を含めて14日以内で医師の治療を開始した場合</p>	<p>ただし、傷害の場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、疾病の場合は、医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内の治療のために支出された費用で、200万円を限度とします。</p> <p>※治療費用保険金については、社会保険等公的制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分(いわゆる現物給付される部分)はお支払い対象となりません。</p>	200万円限度
携行品損害(※3)	<p>責任期間中に携行している被保険者所有の身のまわり品(注)が責任期間中に盗まれたり偶然な事故によりこわれたりしたとき(注)日常生活において、職務遂行目的で使用するものを含みません。</p>	<p>損害額から免責金額3,000円を引いた額</p> <p>ただし、1旅行につき50万円を限度とし、かつ、1個1組または1対につき10万円を限度とします。また航空券、現地での渡航書取得費用または現地のパスポート再取得費用は5万円を限度とします。</p>	1旅行中および補償期間中50万円限度
個人賠償責任危険(※3)	<p>被保険者が責任期間中に発生した偶然な事故により他人にケガをさせたり他人のもの(レンタル業者から貸借した旅行用品を含む)をこわれたりして、法律上の損害賠償責任を負ったとき</p>	<p>●法律上支払わなければならない損害賠償金 ●損害防止軽減に要した費用 ●緊急措置費用 ●争訟費用など</p> <p>ただし、1回の事故につき3,000万円を限度とします。</p>	3,000万円限度
救済者費用等(※3)	<p>●責任期間中に事故により遭難(生死不明ならびに航空機、船舶の行方不明を含む)した場合</p> <p>●責任期間中に被ったケガのため事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院した場合</p> <p>●責任期間中に病気または妊娠、出産、早産、もしくは流産を直接の原因として死亡した場合または責任期間中に発病しかつ医師の治療を受けその後引き続き治療を受け責任期間終了後30日以内に死亡した場合</p> <p>●責任期間中に発病しかつ医師の治療を受け、7日以上継続して入院をした場合。ただし、責任期間中に治療を開始した場合に限ります。</p> <p>●責任期間中の自殺行為により、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p>	<p>●捜索救助費用 ●現地での航空運賃等交通費(救済者3名分を限度) ●現地でのホテル客室料(救済者3名分を限度かつ1名につき14日分限度) ●現地からの移送費用 ●遺体処理費用(100万円限度) ●渡航手續費および現地での交通費・通信費等(20万円限度)など</p> <p>※「現地」とは事故発生地、救済対象者の収容地または勤務地をいいます。</p>	200万円限度

●注意

※1 責任期間は、補償期間中かつ会員資格が有効である期間中に開始した旅行期間をいいます。ただし、会員が日本を出国してから90日目の午後12時を経過したときにおいても旅行が終了していない場合には、責任期間は90日目の午後12時に終わります。

(※3) ※他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額(※4)の合計額が、この保険でお支払いすべき額を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額(※4)、他のクレジット

○旅行期間とは旅行のため住居を出発したときから住居に帰着するまでで、かつ、日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。

カード付帯保険契約から保険金が支払われた場合はこの保険でお支払いすべき額から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額を、この保険契約の支払責任額(※4)を限度にお支払いします。

(※4)他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払うべき保険金額をいいます。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉※

■海外旅行傷害保険サービス

<p>傷 害</p>	<p>以下のいずれかの事由により発生したケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為、酒気帯び運転、無資格運転によるケガ ●被保険者の脳疾患、疾病、心臓喪失によるケガ ●戦争その他これらに類似の事変によるケガ^{※1} ●むちうち症、腰痛等で、医学的他覚所見のないもの^{※2} ●放射線照射、放射能汚染によるケガ ●危険な運動等（例えば、登山用具を使用する山岳登山・ハングライダー搭乗等）を行っている間の事故、乗用具を用いての競技、競争、興行、訓練中の事故によるケガ <p style="text-align: right;">など</p>	<p>以下のいずれかの事由により発生した損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●携行品の“欠陥”または自然の消耗による損害 ●携行品の置き忘れまたは紛失、置き忘れ後の盗難による損害 ●戦争、武力行使、内乱その他類似の事変等による損害^{※1} ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害 ●次のような携行品に発生した損害 <ul style="list-style-type: none"> ・現金、小切手、プリペイドカード、有価証券等 ・クレジットカード、預金証書等 ・帳簿、図案等 ・ヨット、ボート、自動車、オートバイ等 ・登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・義歯、義肢、コンタクトレンズ ・動物、植物 ・他人から借りたり預かったもの^{※3} ●携行品の性質によるさび、かび、変色またはねずみ食い、虫食い等による損害 ●携行品の機能に支障をきたさない単なる外観上の損害 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>疾 病</p>	<p>以下のいずれかの事由により発生した病気</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による病気 ●被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為による病気 ●被保険者の妊娠、出産、早産、流産に起因する病気 ●戦争その他これらに類似の事変による病気^{※1} ●歯科疾病 ●旅行出発前より発病している病気 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>●他人から借りたり預かったもの^{※3}</p> <p>●携行品の機能に支障をきたさない単なる外観上の損害</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>個 人 賠 償 責 任</p>	<p>以下のいずれかの事由により負担した損害賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意、被保険者の心臓喪失、暴行、殴打 ●被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ●被保険者と同居する親族に対する事故 ●被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対する事故 <p>ただし、被保険者が滞在する宿泊施設の客室に対する損害等は含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車、航空機、船舶、銃器、不動産の所有・使用または管理に起因する事故 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>以下</p> <p>●保険契約者、被保険者または救援対象者、保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>●救援対象者の闘争行為、犯罪行為、酒気帯び運転、無資格運転、自殺行為（傷害の原因となった事故が救援対象者の自殺行為によるもので、かつその行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合を除く）</p> <p>●救援対象者の妊娠、出産、早産、流産（責任期間中に死亡した場合を除く）</p> <p>●戦争その他これらに類似の事変^{※1}</p> <p style="text-align: right;">など</p>

※1 テロ行為によって被ったケガ、病気、損害に関しては、保険金お支払いの対象となります。

※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

※3 旅行行程開始前に他人から無償で借りたものは補償の対象となります。ただし「職務遂行の目的で使用する動産」は除きます。

※保険金の請求方法についてはP3をご覧ください。

セレクト会員の方の海外旅行傷害保険は、次のような場合、24時間サービスをご利用いただけます。

P10.11の「AD海外あんしんダイヤル」をご利用ください。

相談・紹介サービス

補償の内容に関する相談、保険金請求に関する相談、旅行中の各種トラブルの相談等さまざまな相談に日本人スタッフがお答えいたします。

<提供サービス>

トラブルの内容	サービスの内容
ケガや病気になった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの病院を紹介・手配 ・「緊急医療アシスタンスサービス」への引き継ぎ ・家族・勤務先への連絡代行（※1） ・親族の切符、ホテルの手配（※1）
事故や事件に巻き込まれた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・補償の内容に関する相談・照会 ・弁護士を紹介（※2、※3、※4） ・通訳の手配（※3、※4） ・ホテル等のスケジュール変更の連絡代行
損害賠償を求められた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・クレームエージェントへの引き継ぎ ・弁護士を紹介（※1） <p>（注）保険の対象とならない場合もあります。</p>
現地で保険金を請求する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書類の受付および請求方法の案内
その他のトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・補償の内容に関する相談・照会 ・切符・ホテルの手配（※3） ・家族・勤務先への連絡代行（※3） ・ホテル等のスケジュール変更の連絡代行（※3）

（※1）保険金の限度内であれば無料となります。

（※2）法律問題が生じた場合、弁護士を紹介いたします。ただし、弁護士の選任の結果（判決内容等）については責任を負いかねます。

（※3）保険の対象とならないアクシデント、トラブル等の場合でも、「AD海外あんしんダイヤル」はできる限りのサポートをいたします。ただし、費用はお客さまご負担となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（※4）弁護士・通訳の紹介・手配は、現地の時間またはサービス提供地域によりましては、ただちにサービスをご提供できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合などは、「AD海外あんしんダイヤル」各センターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。

<提供サービス>

1.ケガや病気の場合の緊急アシスタンス	<ul style="list-style-type: none"> ・医師・医療施設紹介・案内 ・医療費キャッシュレスサービス ・患者の医療施設への移送 ・患者の本国への移送 ・現地での医師の往診手配 ・医薬品類の緊急手配 ・通訳紹介・手配
2.ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス	<ul style="list-style-type: none"> ・現地地のご遺体の火葬 ・ご遺体の本国への移送
3.その他のアシスタンス	<ul style="list-style-type: none"> ・救護者の渡航・宿泊手配 ・遭難された場合の捜索・救助
4.法律上のアシスタンス	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士の情報提供

※1 原則として、1.は傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、2.・3.は救護者費用等保険金、4.は個人賠償責任危険保険金のそれぞれのお支払いの対象となります。

※2 緊急医療アシスタンスサービスで日本語でのサービスが必要な場合は、通訳者の派遣が可能な地域では通訳者の手配をいたします。

※3 サービス内容は予告なく変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<付保証明書の発行について>

海外旅行傷害保険の付保証明が必要な場合、引受保険会社「あいおいニッセイ同和損害保険(株)」にて発行いたします。

発行には1週間ほどお時間をいただきますので、お早めにAD海外あんしんダイヤルまでご連絡ください。

※付保証明書が必要な場合

○留学の手続きや査証、各種許可証の申請時など

<付保証明書発行手続き>

①AD海外あんしんダイヤルまでご連絡ください。

AD海外あんしんダイヤル 付保証明書発行受付デスク

0120-853-024（通話料無料）
受付時間／9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
（携帯電話からもご利用いただけます。）

②あいおいニッセイ同和損害保険(株)より付保証明書を送付いたします。
（ご連絡いただいたのち、通常1週間後のお届けとなります。）

AD海外あんしんダイヤル電話番号一覧

24時間
OK

日本語
OK

通話料金
無料

※

※通話料金につきましては、注意点がございます。
詳しくは下記をご覧ください。

(2023年4月現在)

地域	滞在地	区分	電話番号
北米	アメリカ本土(アラスカを含む)・ハワイ	無料	1-833-950-0791
	カナダ	無料	1-833-907-6844
中南米	アルゼンチン	無料	0800-777-0086
	コロンビア	無料	01-8009-812117
	ブラジル	無料	0800-761-0222
	ペルー	無料	0800-53-275
	メキシコ	無料	01-800-123-3405
アジア	インドネシア	無料	007803-81-1-0032
	韓国	無料	00798-81-1-0825
	シンガポール	無料	800-8110-826
	タイ	無料	1800-011-213
	台湾	無料	00801-81-2771
	中国	無料	4001-203732
	フィリピン	無料	1-800-1-8110338
	香港	無料	800-90-0385
	ベトナム	無料	120-81-039
	オセアニア	オーストラリア	無料
ニュージーランド		無料	0800-64-0357

(※1)IP電話からつながらない場合があります。この場合、050-3820-6919におかけください。

通話がかかった場合は、お客さま負担となりますのであらかじめご了承ください。

(電話ご利用上の注意点)

- ご滞在の国・地域、電話種別、ホテルなどによっては、無料電話やコレクトコールが利用できない場合があります。また、国内通話料相当が必要となる場合や、サービス料や利用料がかかる場合など、お客さま負担となる費用が発生することがありますので、ご了承ください。
- 携帯電話を利用する場合、各国の回線事情などにより無料電話につながらないことや、つながった場合でも通話料がかかることがあります。その場合の費用はお客さま負担となりますので、ご了承ください。
- 電話が繋がらない場合などには、「AD海外あんしんダイヤル」日本センターへコレクトコールでご連絡ください。
- 携帯電話からつながりにくい場合やつながらない場合は、固定電話からおかけ直してください。
- 無料電話やコレクトコールを利用できない場合などに通常のダイヤル通話を利用したときの通話料は、お客さま負担となります。
- 電話番号については最新のものを記載していますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 「AD海外あんしんダイヤル」では日本語で各種相談にお答えしていますが、電話がつながるまでの間に現地語で「しばらくお待ちください。」といったメッセージが流れる場合があります。

地域	滞在地	区分	電話番号
欧州	イギリス	無料	0808-23-44591
	イタリア	無料	800-7-81013
	オーストリア	無料	0800-298829
	ギリシャ	無料	00-800-8113-0131
	スイス	無料	0800-89-5239
	スウェーデン	無料	020-790-251
	スペイン	無料	9009681-84
	チェコ	無料	800-143-191
	デンマーク	無料	8025-4537
	ドイツ	無料	0800-1-80-3402
	ハンガリー	無料	06-800-21623
	フランス・モナコ	無料	0800-90-6299
	ベルギー	無料	0800-1-2553
	ポーランド	無料	00-800-811-1213
	ポルトガル	無料	800-8-81-043
	ルクセンブルク	無料	8002-6054
	ロシア	無料	8-800-301-8869
中東	アラブ首長国連邦	無料	800-081-0-0137
	イスラエル	無料	1-80-945-5195
アフリカ	南アフリカ	無料	0800-99-6662
日本国内から		無料	0120-668-057(※1)
無料電話番号につながらない場合、掲載のない国・地域	コレクトコール		「AD海外あんしんダイヤル」日本センター (81)-50-3820-6919

国内旅行傷害保険サービスの補償内容

ティーエス キュービックカードのご利用内容	左記利用に対応する補償内容
①公共交通乗用具の乗車券のティーエス キュービックカードによる購入	当該公共交通乗用具に乗客として搭乗中の事故によるケガ
②宿泊クーポンのティーエス キュービックカードによる購入	当該宿泊施設（旅館・ホテル等）に宿泊中の火災・破裂・爆発事故によるケガ
③宿泊料金のチェックイン以前のティーエス キュービックカードによる前払（事前に宿泊予約が必要）	
④宿泊を伴う募集型企画旅行クーポンのティーエス キュービックカードによる購入	当該募集型企画旅行参加中の事故によるケガ

担保項目	補償する場合 / 保険金額	保険金額	
傷害	死亡・後遺障害 日本国内で上記のケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に ●死亡したとき、死亡・後遺障害保険金額の全額 ●後遺障害が発生したとき、程度により死亡・後遺障害保険金額の4%～100% 死亡保険金と後遺障害保険金は合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	3,000万円限度	他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額（※1）の合計額が最高支払上限額（※2）を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額（※1）を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合は最高支払上限額（※2）から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額を、この保険契約の支払責任額（※1）を限度にお支払いします。
	入院 （フランチャイズ7日） 日本国内で上記のケガにより ●事故の発生の日からその日を含めて8日目以降も入院が必要な状態にあるとき、1日目から入院1日につき入院保険金日額（事故の発生の日からその日を含めて180日以内で180日限度）をお支払いします。	5,000円/日額	
	手術 （フランチャイズ7日） 日本国内で上記のケガにより ●事故の発生の日からその日を含めて8日目以降、入院もしくは通院が必要な状態にある場合において、事故発生の日からその日を含めて180日以内にケガを治療するために手術を受けたとき	入院中 50,000円 入院中以外 25,000円	（※1）他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払うべき保険金の額をいいます。 （※2）それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。
	通院 （フランチャイズ7日） 日本国内で上記のケガにより ●事故の発生の日からその日を含めて8日目以降も通院が必要な状態にあったとき、1日目から通院1日につき通院保険金日額（事故の発生の日からその日を含めて180日以内で90日限度）をお支払いします。	2,000円/日額	

- 「公共交通乗用具」とは、航空法、鉄道事業法および海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車および船舶等をいいます。
- 「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行

- や業務出張等は募集型企画旅行とはなりません。
- 「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。）を利用した時から最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。
- 「宿泊を伴う募集型企画旅行」の宿泊には、車中泊は含まれません。

＜保険金をお支払いできない主な場合＞

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為、酒気帯び運転、無資格運転によるケガ
- 被保険者の脳疾患、病気、心神喪失によるケガ
- 戦争その他これらに類似の事変によるケガ^{※3}
- むちうち症、腰痛等で、医学的 he 発見のないもの^{※4}
- 放射線照射、放射線汚染によるケガ
- 危険な運動等（例えば、登山用具を使用する山岳登山・ハンググライダー搭乗等）を行っている間の事故、乗用具を用いての競技、競争、興行、訓練中の事故によるケガ
- 地震・噴火・またはこれらによる津波によるケガ など

- ※3 テロ行為によって発生したケガに関しては、保険金お支払いの対象となります。
- ※4 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

※保険金の請求方法についてはP3をご覧ください。

補償する 場合	<p>セレクト会員の方が本カードを利用して購入した商品(日本国内・外を問わず)について、火災・破損・盗難等の偶然な事故による損害を補償します。</p> <p>●購入日(配送等による場合には商品の到着日)から90日後の午前12時まで(以下、責任期間中といいます)の事故に限ります。</p> <p>●右記のように、一部対象外となる商品がございます。</p> <p>●1回の事故についての免責金額(自己負担額)は3,000円となります。</p>	<p>●対象とならない主な商品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含む)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品 ・義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの ・動物、植物 ・現金、手形、小切手、プリペイドカード、有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機等の乗車船券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケットおよび金券類 ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの ・食料品 ・職業上販売する商品となるもの <p style="text-align: right;">など</p>
補償期間	セレクト会員の会員資格取得日以降1年間。 以降セレクト会員である期間自動継続。	
お支払いする 保険金	<p>年間補償限度額 200万円</p> <p>[免責金額(1事故あたりの自己負担額)3,000円]</p>	



- 保険金ご請求の際には、カードの売上票が必要となりますので必ず保管してください。
- 本保険では、臨時費用保険金のお支払いはございません。

- 物品の配送中に生じた損害については対象となりません。
 - 全損の場合および火災、落雷、破裂または爆発による損害の場合、セレクト会員さまの免責金額はございません。
- 全損とは、損害額または修繕費が保険価額(購入額)以上となる場合をいいます。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

- 被保険者(補償の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失に起因する損害
 - 保険の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
 - 保険の対象となる物品の“欠陥”に起因する損害
 - 戦争、暴動その他類似の事変に起因する損害
 - 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
 - 核燃料物質の有害な性質に起因する損害
 - 置き忘れまたは紛失、置き忘れ後の盗難に起因する損害
 - 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
 - 詐欺または横領に起因する損害
 - 物品の誤った使用に起因する損害
 - 会員規約違反により購入した物品の損害
 - 購入した物品が引き渡されるまでの間(配送等の輸送中を含む)に生じた事故による損害
 - 管球の単独損害、外形の単独損傷
- など

※保険金の請求方法についてはP3をご覧ください。

■ 保険金請求に必要な書類

海外旅行中の事故で帰国後請求する場合には下表「現地でしか手配できない書類」を忘れずにご用意願います。

保険金種類 保険金請求書類	海外旅行傷害保険						国内旅行傷害保険				シヨッピング補償
	治療費用保険金(傷害疾病)	携行品損害保険金	死亡保険金(傷害)	後遺障害保険金	救済者費用等保険金	個人賠償責任保険金		死亡保険金(傷害)	後遺障害保険金(傷害)	入院保険金(傷害)	
						対人	対物				
※保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所定の傷害(事故)状況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
パスポート(コピー)	○	○	○	○	○	○	○				
現地でしか手配できない書類	※医師の診断書	○				○	○				○
	治療費の明細書および領収書	○					○				○
	死亡診断書または死体検案書(死亡地のもの)			○		○			○		
	※事故証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	支出を証明する書類	○				○					
	示談書 示談金領収書 損害額(修理額等)を証明する書類						○	○			
※損害品明細書		○									○
損害を証明する書類		○									○
戸籍謄本			○						○		
委任状および委任を受けた方の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
※後遺障害診断書				○		○			○		
被保険者の印鑑証明書	○	○		○	○	○	○		○	○	○
損害状況を示す写真		○						○			○
カードの売上票								○	○	○	○
調査に関する同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ご注意**
- (1) ○印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類です。
 - (2) ※印はあいおいニッセイ同和損害保険所定用紙があるものです。
 - (3) 上記各書類中(コピー)と書いてあるもの以外は、コピーしたものでは認められません。
 - (4) その他、状況によって上記以外の書類が必要となる場合があります。

※これらのサービス(カード付帯保険)の内容は概要であり、詳しい内容は各保険の「普通保険約款・特約・特約書」に基づきます。